

19 宿 泊 税 (平成29年度)

(1) 施 設 別

区 分	調定額	課税人員	登録施設数
	千円	人	件
総 計	2 360 595	16 968 919	688
税 率 100 円	1 033 188	10 331 884	...
税 率 200 円	1 327 407	6 637 035	...
ホ テ ル	2 121 655	14 882 355	448
税 率 100 円	854 815	8 548 153	...
税 率 200 円	1 266 840	6 334 202	...
旅 館	238 940	2 086 564	240
税 率 100 円	178 373	1 783 731	...
税 率 200 円	60 567	302 833	...

(2) 地 域 別

地 域	課税人員	登録施設数
	人	件
総 計	16 968 919	688
区 部	16 767 780	624
多 摩	196 471	53
支 庁	4 668	11

(備考) 1 税率100円は宿泊料金1人1泊1万円以上1万5千円未満の宿泊の税率。税率200円は宿泊料金1人1泊1万5千円以上の宿泊の税率。
 2 施設数は平成30年3月末現在の登録施設数。課税人員は延べ人員数。
 3 宿泊税は都の独自課税として平成14年10月から法定外目的税として新たに創設された。
 4 宿泊税の課税事務は千代田都税事務所が一括して取り扱っている。